

第1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成24年12月13日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、24教総第126号（平成24年11月22日）で市内小学校263校へ照会をかけたと確認できるもの（以下「本件請求情報」という。）の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年12月26日、実施機関は本件開示請求に対して、本件請求情報が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 平成25年1月8日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
平成24年11月22日付け個人情報非開示決定（24教総第126号）で存否応答拒否の決定を行ったが、当該決定までに、小学校263校に問い合わせた事実が存在するはずである。従って、不存在の非開示決定には無理がある。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成24年11月12日付開示請求（以下「別件開示請求」という。）は、審査

請求人の子（以下「当該児童」という。）に関する市内小学校 263 校（〇〇〇小を除く。）が保有する記録を請求する内容であったが、当該児童は児童相談所に保護されており、保有個人情報が存在しているか否かを応答することは、当該児童の所在に繋がる情報を開示することになるため、条例第22条に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものであり、別件開示請求に係る非開示決定を行うに当たって、教育委員会は各市立小学校に照会を行っていない。

- 2 したがって、本件開示請求については、別件開示請求に関して各市立小学校に照会を行ったという事実が存在しないため、請求を満たす行政文書は存在せず、非開示決定を行ったものである。

第5 審議会の判断

1 争点

本件請求に係る非開示決定を行うに当たり、教育委員会が各市立小学校に当該児童に関する照会を行ったか否か、照会を行った場合は本件請求情報が存在するか否かが争点となっている。

2 本件処分に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件非開示決定に至る経緯について、次の事実が認められる。

(1) 審査請求人は「市内小学校 263 校が保有する審査請求人の子に関する記録すべて。〇〇〇小学校を範囲外とする。」という内容で別件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、平成〇年〇月中旬頃から、審査請求人から電話や窓口での対応の中で、当該児童が児童相談所に保護されていると聞いていたため、別件開示請求を受けて児童相談所を所管する子ども青少年局に確認したところ、児童相談所で保護されている状況下で当該児童の個人情報を開示することは、当該児童の利益に反するものであり、当該児童の居場所を明らかにすることは、児童相談所の事務に支障があるとの回答を得た。

(3) そのため、当該児童が児童相談所に保護されていることを前提に、当該児童に係る個人情報を市内の小学校が保有しているか否かを回答すること自体、当該児童の居場所につながる情報を開示することになるとして、実施機関は、別件開示請求に対して存否応答拒否を決定すること及び市内の

小学校に対する当該児童に関する文書の存否についての照会は不要であることを総務部長まで意思決定をし、平成24年11月22日に個人情報非開示決定通知を行ったものである。

(4) 審査請求人は、本件開示請求を行った。

3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 本件請求情報について

上記 2 (2) 及び (3) で述べたとおり、実施機関は、審査請求人から、当該児童が児童相談所に保護されていると聞いていたため、市内の小学校が保有しているかを答えること自体が当該児童の居場所につながる情報を開示することになるので、市内の小学校へ照会することなく、本件処分を行った。

したがって、実施機関は本件請求情報を作成していないと認められる。

(2) 以上のことから、本件請求情報は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年 1月16日	諮問書の受理
1月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月18日	実施機関の弁明意見書を受理
2月19日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成26年 2月14日 (第 187 回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成28年 3月18日 (第 211 回審議会)	調査審議
4月15日 (第 212 回審議会)	調査審議

5 月 20 日 (第 213 回 審議会)	調査審議
6 月 23 日	答申